

平成 26 年 4 月

全銀協 TIBOR における新運営機関の設立・運営見直しに関する
シンジケートローン取引実務への影響について

日本ローン債権市場協会 事務局

1. はじめに

現在、国内のシンジケートローン取引においては、基準金利として全銀協 TIBOR を参照することが多い背景に鑑み、今般、全銀協 TIBOR の運営機関が、一般社団法人全国銀行協会（旧運営機関）から、旧運営機関が新たに設立する一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（新運営機関）に変更されたことに伴う実務影響に関して、以下の点につき検討を行い、指針を示すこととする。

(1) 既存取引への影響

旧運営機関が公表する全銀協 TIBOR を参照している既存シンジケートローン取引において、変更契約の締結等の手当てを必要とせず、契約上の解釈として読替えは可能か。また、全銀協 TIBOR の公表主体が全銀協から新運営機関へと変更されたことにより、「何らかの理由で全銀協 TIBOR が公表されない」場合に該当するとして、現在規定されているフォールバック条項*¹が適用されることとならないか。

(2) 新規取引への影響

今後、全銀協 TIBOR を基準金利として参照するシンジケートローン取引を締結する場合、契約上、どのような手当てが必要か。

(3) その他

平成 27 年 4 月より一部公表期間が廃止されることになるため、どのような点に留意する必要があるか。

2. 既存取引への影響

新運営機関が公表している通り*²、今般の運営機関の変更に伴い、全銀協 TIBOR の定

*¹ 当協会の公表しているコミットメントライン契約書・タームローン契約書（平成 25 年版）においては、「何らかの理由で全銀協 TIBOR が公表されない」場合として、以下のような代替措置を定めるフォールバック条項が存在する。（契約書案抜粋「また、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、（中略）エージェントが合理的に決定する利率（年率で表わされる。）とする。」）

*² 全銀協 TIBOR 運営機関 HP：<http://www.ibatibor.or.jp/about/Q%26A.pdf>（「一般社団法人全銀協 TIBOR

義や算出方法については変更は行われておらず、当該指標金利の指標としての実質的同一性は保たれており、公表主体が変更されただけに過ぎないものとされている。従って、旧運営機関が公表する全銀協 TIBOR を参照している既に締結済みのシンジケートローン取引においては、契約上、特段の変更契約の締結等の手当てを行わなくとも、今後は新運営機関が公表する全銀協 TIBOR に読み替えられるものとして取り扱い、また、現在規定されているフォールバック条項が適用されることにもならないと解することが、通常、契約当事者の合理的な意思解釈に合致するものと考えられる。(詳細は、森・濱田松本法律事務所様より作成頂いた、別添のメモランダムを参照されたい。)

3. 新規取引への影響：契約書改定案

今後の取引において、基準金利として全銀協 TIBOR を参照する場合、契約書上の手当てが必要と考えられる。

平成 25 年 2 月に当協会より公表している「コミットメントライン契約書 (JSIA 平成 25 年版)」及び「タームローン契約書 (JSIA 平成 25 年版)」について、以下に改定案を示す。

(1) コミットメントライン契約書：第 1 条 (定義)

原文
<p>16. 「基準金利」とは、実行希望日の 2 営業日前の午前 11 時または午前 11 時に可及的に近い午前 11 時以降の時点において全国銀行協会が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]のうち、基準貸付期間に対応した利率をいう。但し、全国銀行協会が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]に、当該基準貸付期間に対応する利率の表示がない場合には、全国銀行協会が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]に表示される期間のうち、当該基準貸付期間を越える最短の期間に対応する利率または当該基準貸付期間を越えない最長の期間に対応する利率のいずれか高い方の利率 (当該基準貸付期間が 1 週間未満の場合は、1 週間の期間に対応した利率) をいう。また、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、実行希望日の 2 営業日前の午前 11 時またはそれに先立つ直近の時点で東京インターバンク市場における当該基準貸付期間に対応する期間の円資金貸借取引のオフアードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率 (年率で表わされる。) とする。</p>

改定案

16. 「基準金利」とは、実行希望日の2営業日前の午前11時または午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において[全国銀行協会全銀協 TIBOR 運営機関](#)が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]のうち、基準貸付期間に対応した利率をいう。但し、[全国銀行協会全銀協 TIBOR 運営機関](#)が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]に、当該基準貸付期間に対応する利率の表示がない場合には、[全国銀行協会全銀協 TIBOR 運営機関](#)が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]に表示される期間のうち、当該基準貸付期間を越える最短の期間に対応する利率または当該基準貸付期間を越えない最長の期間に対応する利率のいずれか高い方の利率（当該基準貸付期間が1週間未満の場合は、1週間の期間に対応した利率）をいう。また、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、実行希望日の2営業日前の午前11時またはそれに先立つ直近の時点で東京インターバンク市場における当該基準貸付期間に対応する期間の円資金貸借取引のオファードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率（年率で表わされる。）とする。

(2) タームローン契約書：第1条（定義）

原文

10. 「基準金利」とは、各利息計算期間について当該利息計算期間の直前の利息計算期間に係る利払日（但し、第1回利息計算期間については実行日）の2営業日前の午前11時または午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において全国銀行協会が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]のうち、●ヶ月[（但し、初回及び最終回の利息計算期間については、当該利息計算期間に対応する期間）]（以下、「基準金利期間」という。）の利率をいう。但し、全国銀行協会が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]に、当該基準金利期間に対応する利率の表示がない場合には、全国銀行協会が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]に表示される期間のうち、当該金利基準期間を越える最短の期間に対応する利率または当該金利基準期間を越えない最長の期間に対応する利率のいずれか高い方の利率（当該金利基準期間が1週間未満の場合は、1週間の期間に対応した利率）をいう。また、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、当該利息計算期間の直前の利息計算期間に係る利払日（但し、第1回利息計算期間については実行日）の2営業日前の午前11

時またはそれに先立つ直近の時点で東京インターバンク市場における当該金利基準期間に対応する期間の円資金貸借取引のオファードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率（年率で表わされる。）とする。

改定案

10. 「基準金利」とは、各利息計算期間について当該利息計算期間の直前の利息計算期間に係る利払日（但し、第1回利息計算期間については実行日）の2営業日前の午前11時または午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において[全国銀行協会全銀協 TIBOR 運営機関](#)が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]のうち、●ヶ月[(但し、初回及び最終回の利息計算期間については、当該利息計算期間に対応する期間)]（以下、「基準金利期間」という。）の利率をいう。但し、[全国銀行協会全銀協 TIBOR 運営機関](#)が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]に、当該基準金利期間に対応する利率の表示がない場合には、[全国銀行協会全銀協 TIBOR 運営機関](#)が公表する[日本円 TIBOR (Telerate17097 ページまたはその承継ページ) /ユーロ円 TIBOR (Telerate23070 ページまたはその承継ページ)]に表示される期間のうち、当該金利基準期間を越える最短の期間に対応する利率または当該金利基準期間を越えない最長の期間に対応する利率のいずれか高い方の利率（当該金利基準期間が1週間未満の場合は、1週間の期間に対応した利率）をいう。また、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、当該利息計算期間の直前の利息計算期間に係る利払日（但し、第1回利息計算期間については実行日）の2営業日前の午前11時またはそれに先立つ直近の時点で東京インターバンク市場における当該金利基準期間に対応する期間の円資金貸借取引のオファードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率（年率で表わされる。）とする。

4. その他：一部公表期間の廃止

全銀協 TIBOR については、現在、1週間物及び1～12ヶ月物の13種類の指標金利が公表されているが、1年後の平成27年4月1日公表分から、4ヶ月物・5ヶ月物・7ヶ月物・8ヶ月物・9ヶ月物・10ヶ月物・11ヶ月物の計7種類の公表期間を廃止し、1週間物・1ヶ月物・2ヶ月物・3ヶ月物・6ヶ月物・12ヶ月物の6種類を公表することが予定されている。

従って、今後、シンジケートローン取引を締結する場合には、(i)廃止対象期間に係る指標金利をそもそも使用しないか、(ii)廃止された場合の代替方法を予め規定しておく等、廃止を念頭に置いた契約上の手当てが求められる。

なお、既に締結済みの平成27年4月以降に契約期間がまたがるシンジケートローン契

約については、当該廃止が発生した場合の契約当事者の意思が不明確な場合がありうるため、その場合には、個別取引毎のケース・バイ・ケースの対応が必要になるものと考えられる。

以 上